

構造改革特別区域計画書

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

山口県山陽小野田市

2 構造改革特別区域の名称

山陽小野田市「幼・保・小・中」生活改善・知能向上教育特区

3 構造改革特別区域の範囲

山陽小野田市の全域

4 構造改革特別区域の特性

山陽小野田市は、山口県の南西部に位置し、総面積 132.99km² に人口約 67000 人を擁する、県南西部の交通の要衝である。優れた自然環境に囲まれ、生活環境・産業立地上も好条件を備えた地域である一方で、本市の基幹産業である工業については製造品出荷額等が伸びているものの、事業所数の減少や既存商店街の衰退等もあって、若者層の都市部への流出といった社会現象は他の地方と同様であり、市自体も厳しい財政運営を強いられているのが現状である。

そうした中で、地域社会でのふれあいや市民活動が重視され、物理的な生活環境の向上とあわせて、住み手の心に響く生活環境を重視した「住み良さ」の追求が基本構想の中でもうたわれ、とりわけ、人材育成の面においては、学校・家庭・地域が一体となって、「ひとづくり」を基本としたまちづくりを実践している。

教育委員会では、社会環境からもたらされる悪条件の中で育っている子どもを手当てする具体施策として、平成 18 年度から「生活改善・学力向上プロジェクト」として、市内全小学校（分校含め 13 校）において、全児童を対象に「読み・書き・計算」の基礎基本の徹底反復を行うモジュール授業を導入し、家庭の生活改善とあわせて「脳を鍛え、心を鍛える」ことによる健全育成に着手している。同年から 2 ヶ年にわたり、文部科学省委託事業である「新教育システム開発プログラム」の実践校としての検証作業を進めており、平成 19 年度からは市内全中学校（分校含め 7 校）においても同様の目的による実践を導入している。この実施に向けては、当該時間確保のために現在の教育課程の基準によらない教育課程の編成が必要となり、平成 19 年度においては、全中学校で 1 年間のみの研究開発校の指定を受けて実施しているところである。また、平成 18・19 年度において文部科学省委託事業として「就学前教育と小学校の連携に関する総合的調査研究」を同一校区内の 1 小学校、1 幼稚園、2 保育園で実施しており、

幼保・小連携の成果をあげている。

平成 18 年度の実践の成果として、過去前例を見ない程の知能指数の向上と子どもたちの学校生活面における集中力の向上が明らかとなっており、今後は幼稚園・保育園・小学校・中学校での実践を継続し拡充することにより、系統的な教育体制の構築が必要となってくる。

5 構造改革特別区域計画の意義

近年、子どもたちの心が大きく変化しており、情緒の安定、我慢する心、感動する心、協調性などが貧弱になっている。この原因には、市場経済や個人主義の進展、マスメディアの有り方など社会環境の変化が大きく関わっている。この手当では、それぞれの原因場所で施すことが効果的であり、また必要と思われるが、実際には困難である。では、どこでどのように手当てするのか。本計画の目的および意義はそこにある。

まず、家庭の役割として、基本的生活習慣の改善に徹底的に取り組むことにより、心と体の土台をつくる。道徳論的になりやすいが、生活習慣については、知能や学業との具体的な関連を探りながら、具体的にその改善策を提示する。また、学校においては、最近の脳科学の成果を参考にして、「脳を鍛え、心を鍛える」ことを目的とした新しい授業形態を導入する。現在、モジュール授業という形で「読み・書き・計算」等の反復習熟学習を実施しているが、これは、脳の活性化を、基礎基本の学習を通して、また学級での先生と子どもの師弟関係の正常化を通して、実現しようとするものである。

自主的な学習が重視されながらも、基礎的な力がないために、むしろ子どもたちの学習意欲は低下し、無気力と低学力さらには問題行動といった悪循環に陥っているのが現状であり、学習内容の定着率を習熟により向上させながら、自己不信感を払拭し、自己有用感を育むことで、学習の土台が構築され、学習意欲の向上も図ることができる。

前頭葉の活性化は、基礎的人格の涵養、知能の刺激、学力への寄与等、現代の子どもたちについて貧弱になっていると指摘されているこれらに対して有効であると考えている。もちろん、年齢によって、基礎的人格の涵養と学力定着に費やす時間の割合は変化するが、このような手法による子どもたちへの手当では、幼児期より義務教育の終わりまで必要であると考えている。このようにして育てた 15 歳を世に送り出したい。

6 構造改革特別区域計画の目標

子どもたちの心理的・身体的な発達、脳の発達状況の変化に対応し、15 歳の義務教育終了時まで、計画的・継続的な学習を通して一人一人の能力や可能性を十分引き出すと共に、豊かな人間性や創造力を育成する。

今、教育の果たす役割への期待は極めて大きく、この取組みによって、本来的な社会の構成員を育て、さらには優秀な人材の育成が図られることが期待できる。

今回の総合基礎科における取組みは、次に掲げる諸目標の実現に大きく寄与するものと捉えている。

幼稚園や保育園といった就学前における取組みによって、小学校低学年における学校生活の円滑なスタートと基本的な生活習慣や基礎的な学力の定着、さらには中学校進学後にそのギャップから生

じる問題（不登校等）の解決を目指す。

小学校においては、自らの自信を深めることによって、集中力や意欲の向上、さらに基礎学力の向上と学習する姿勢の確立を目指す。

中学校においては、学習内容の習熟度を高め、定着を進めることで、学力の向上とあわせ、問題行動の減少、さらに卒業後の進路選択に限らず、義務教育の目標である自立した個々の「生きる力」の育成を目指す。

生活習慣の改善と脳の活性化を通じた成果の一つの指標として、知能指数及び学力の向上、さらに様々な問題行動の減少を目指す。

各段階における取組みをさらに効果的なものとするため、幼稚園・保育園・小学校・中学校の関係者の連携を深め、相互経験等によって、就学前から中学校までの一貫性のある教育の実現と、異なる学校種の接続を適切なものにしていく。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

教育の成果・効果については、長期展望にたった視点が必要であり、その結果も10年、20年後に現れることから、長期的・継続的に進めることが求められる。将来を担う子どもたちの育成を考えた時、よりよい教育環境の構築と取組みは、社会全体を変革しうるだけの影響力をもつと思われる。

義務教育に関しては、「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるもの」とあり、こうした能力を培い、一人の社会人として責任を自覚し、社会に貢献しうる存在となるために必要な全ての基本となる部分を本取り組みを通して行うこととしていることから、将来的に社会の発展のために貢献することが大いに期待されるものである。

8 特定事業の名称

構造改革特別区域研究開発学校設置事業（802）

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

・指導体制の構築

平成18年度の小学校、平成19年度の中学校においては、立命館大学大学教育開発・支援センター教授 陰山英男氏、大阪樟蔭女子大学講師 小河勝氏の総合指導を受けながら、市教委の指導主事を中心として、各学校に担当者を設けて指導を行ってきている。

一方で、幼稚園・保育園においては、専門のアドバイザーを教育委員会内に設け、基礎となる生活習慣の改善を全市的メッセージとして強力にお願いすることにより、保護者とともに“人間づくり”とは何かを追求するものである。なお、市内の全公立・私立幼稚園及び保育園が参加する

予定である。

(別紙)

1 特定事業の名称

802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

山陽小野田市内の全小・中学校

(山陽小野田市立有帆小学校・高千帆小学校・高泊小学校・小野田小学校・須恵小学校・赤崎小学校・赤崎小学校松原分校・本山小学校・厚狭小学校・厚陽小学校・出合小学校・埴生小学校・津布田小学校・高千帆中学校・小野田中学校・竜王中学校・竜王中学校松原分校・厚狭中学校・埴生中学校・厚陽中学校)

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成20年4月1日

4 特定事業の内容

事業主体

山陽小野田市

事業が行われる区域

山陽小野田市の全域

事業の実施期間

平成20年4月1日から下記5の(2)の教育課程の基準によらない部分が教育課程の基準内になるように学習指導要領が改訂されるまでとする。

事業により実現される行為や整備される施設など

・市内全小学校、中学校において「総合基礎科」の新設

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 取組みの期間等

平成20年4月から実施

(2) 学習指導要領の基準によらない部分

小学校

- ・「総合基礎科」の時間を新設する。
 - ・「総合基礎科」の授業時数は年間70時間とし、「生活科」及び「総合的な学習の時間」の時間数から、週2時間を充てる。
- ア 第1学年については、「生活科」に充てる授業時数(102)を32時間として、計70時間を「総合基礎科」の時間とする。
- イ 第2学年については、「生活科」に充てる授業時数(105)を35時間として、計70時間を「総合基礎科」の時間とする。
- ウ 第3・4学年については、「総合的な学習の時間」に充てる授業時数(105)を35時間として、計70時間を「総合基礎科」の時間とする。
- エ 第5・6学年については、「総合的な学習の時間」に充てる授業時数(110)を40時間として、計70時間を「総合基礎科」の時間とする。

中学校

- ・中学校においては「総合基礎科」の時間の新設と、本教科の指導にあたる教師は教科担任制ではなく、本教科の学習内容に関する教科担任の指導に基づいて、「総合的な学習の時間」と同様に校内全教員が参加して指導していくものとする。
 - ・「総合基礎科」の授業時数は年間70時間とし、「選択教科」及び「総合的な学習の時間」の時間数から、週2時間程度を充てる。
 - ・短時間、毎日実施するため、1単位時間を20分程度に刻んで日課に配置する。
 - ・選択教科の数については、各学校の実情に応じて定めるものとする。
- ア 第1学年については、選択教科等に充てる授業時数(0~30)を0時間、総合的な学習の時間の授業時数(70~100)を30時間として、計70時間を「総合基礎科」の時間とする。
- イ 第2学年については、選択教科等に充てる授業時数(50~85)を0~50時間、総合的な学習の時間の授業時数(70~105)を35~85時間として、計70時間を「総合基礎科」の時間とする。
- ウ 第3学年については、選択教科等に充てる授業時数(105~165)を70~105時間、総合的な学習の時間の授業時数(70~130)を60~95時間として、計70時間を「総合基礎科」の時間とする。

(3) 計画初年度の教育課程の内容等

昨今の子どもたちの状況やその取り巻く環境には憂慮すべきものがある。21世紀を創造していく子どもたちに対して、基礎基本の定着や自ら考え学ぶ能力や態度の育成など「生きる力」を育むこ

とが求められている。家庭における基本的な生活習慣の改善によって心と体の土台をつくり、学校における「総合基礎科」(モジュール授業)の取組みの中で、ダメージを受けた心・知能の総体としての脳の力を高め、また自己有用感を育むことで、様々な問題行動や課題の根本的な解決を図る。

なお、「総合基礎科」においては、国語科における漢字や熟語の文章の中での音読や筆記、算数科(中学校においては数学科)における基礎計算(百ます計算等の活用)、英語科(中学校のみ)における単語及び基礎構文の音読及び筆記等といった「読み・書き・計算」の徹底反復を行い、これらを通して基礎学力の定着だけでなく、脳機能を活性化させ、集中力を養い、学習意欲の向上を図りながら、従来の「積み上げていく学習過程」に併行して、習熟を図る「振り返る学習過程」を設けるものであり、児童生徒の習熟度に応じた内容を実施していく。

また、教員配置については、前述のとおり、小学校においては学級担任が、中学校においては学習内容に関する教科担任の指導に基づいて校内全教員が参加して指導していくものとする。

小学校

《現 行》

区 分	各教科の授業時数									道徳の授業時数	特別活動の授業時数	総合的な学習の時間	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育				
第1学年	272		114		102	68	68		90	34	34		782
第2学年	280		155		105	70	70		90	35	35		840
第3学年	235	70	150	70		60	60		90	35	35	105	910
第4学年	235	85	150	90		60	60		90	35	35	105	945
第5学年	180	90	150	95		50	50	60	90	35	35	110	945
第6学年	175	100	150	95		50	50	55	90	35	35	110	945

《特例措置後》

区 分	各教科の授業時数									道徳の授業時数	特別活動の授業時数	総合的な学習の時間	総合基礎科	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育					
第1学年	272		114		32	68	68		90	34	34		70	782
第2学年	280		155		35	70	70		90	35	35		70	840
第3学年	235	70	150	70		60	60		90	35	35	35	70	910
第4学年	235	85	150	90		60	60		90	35	35	35	70	945
第5学年	180	90	150	95		50	50	60	90	35	35	40	70	945
第6学年	175	100	150	95		50	50	55	90	35	35	40	70	945

中学校

《現 行》

区 分	各教科の授業時数									道徳の授業時数	特別活動の授業時数	選択教科等に充てる	総合的な学習の時間	総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術家庭	外国語					
第1学年	140	105	105	105	45	45	90	70	105	35	35	0 ～ 30	70 ～ 100	980
第2学年	105	105	105	105	35	35	90	70	105	35	35	50 ～ 85	70 ～ 105	980
第3学年	105	85	105	80	35	35	90	35	105	35	35	105 ～ 165	70 ～ 130	980

《特例措置後》

区 分	必修教科の授業時数									道徳の授業時数	特別活動の授業時数	選 択 教 科 等 に 充 て る	総 合 的 な 学 習 の 時 間	総 合 基 礎 科	総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術家庭	外国語						
第1学年	140	105	105	105	45	45	90	70	105	35	35	0	30	70	980
第2学年	105	105	105	105	35	35	90	70	105	35	35	0 ～ 50	35 ～ 85	70	980
第3学年	105	85	105	80	35	35	90	35	105	35	35	70 ～ 105	60 ～ 95	70	980

(4) 児童・生徒への配慮

「総合基礎科」の新設に伴う時数確保のために他の特色ある教育活動として展開している「総合的な学習の時間」等を削減することとなるが、指導時期や指導方法の工夫により、削減後もその教科等の趣旨は十分達成できるものと考えている。さらに、基礎基本の徹底反復による定着や集中力の向上等により、他の教科にもその効果は波及し、総体的には学校教育の目標をより高いレベルで達成できるものと確信している。また、取組み内容自体は実にシンプルであるが故に、比較的短時間で慣れることが容易であり、児童・生徒への影響等についても特にないものと思われる。これは、転入する児童生徒についても同様であり、必要に応じた教職員の個別指導等については十分行っていくものである。

(5) 学校教育法等の目標との関係(憲法、教育基本法上の理念、及び学校教育法に示されている学校教育の目標を踏まえたとする根拠)

モジュール授業での取組み内容は、「人」としての理性を司る部位である前頭前野を発達させるのに多大な効果があることが近年の脳医学研究で実証され、また平成 18 年度からの本市における実践の中で、子どもたちの集中力や意欲が大幅に増進し、知能指数をはじめとした学習基礎能力を高めていることから、基礎的な力を十分育むことこそが、自発的な学習を含めた学習意欲の向上を図り、自己有用感を醸成しながら、社会の形成者としての責任と自覚、資質を備えた育成につながるものであることは明らかである。

当然、憲法の保障する教育に関する権利または義務に沿った形で行う中で、教育基本法や学校教育法、特に義務教育が、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことであるということを踏まえ、本市における取組みは、それを具現化する現時点における最適なものの一つであると確信する。